

令和 7 年度 第 4 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 7 年 7 月 1 5 日

場所 十和田市役所本館 3 階庁議室

令和7年度第4回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館3階庁議室

2. 開 会 日 時 令和7年7月15日(火) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 令和7年7月15日(火) 午後2時33分

4. 出席農業委員(18名)

1番	脊戸潤子	2番	沢井清治
3番	小笠原松寿	4番	沢目勝弘
6番	中野雄一郎	7番	芋田一弘
8番	立崎和寿	9番	山田利昭
10番	稲田優憲	11番	奥山博
12番	小田正喜	13番	外山康仁
14番	竹浦寿広	15番	野崎さち子
16番	杉山秀明	17番	力石堅太郎
18番	山崎誠一	19番	箕輪展忠

5. 欠席農業委員(1名)

5番 米田拓実

6. 出席農地利用最適化推進委員(12名)

十和田湖地区	白山雄治郎	十和田湖地区	中屋敷光男
三本木地区	米内山義治	四和地区	工藤優美子
四和地区	古谷朝直	切田地区	若沢弘幸
切田地区	田中稔	大深内地区	斗沢信一
伝法寺地区	小笠原一成	東部地区	山端潤一
藤坂地区	市崎貴之	六日町地区	平舘龍徳

7. 会議に付した案件

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第19号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第20号 十和田市農用地利用集積等促進計画の取下げについて
報告第21号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取下げについて
報告第22号 農地の転用事実に関する照会について
議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
議案第13号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
議案第14号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第15号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

12番 小 田 正 喜

14番 竹 浦 寿 広

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事 務 局 長 櫻 田 修一郎
事務局農地係長 吉 田 武 範
事 務 局 主 査 田 嶋 裕 紀

事 務 局 次 長 中 村 淳 一
事務局振興係長 戸 舘 奈津美
事務局推進監 高 橋 克 彦

10. 書 記

事 務 局 主 査 田 嶋 裕 紀

議長（箕輪展忠）本日の欠席通告者は5番 米田 拓実 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和7年7月7日に告示招集いたしました、令和7年度第4回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。12番 小田 正喜 委員、14番 竹浦 寿広 委員を指名いたします。

議長（箕輪展忠）会議書記には、田嶋 裕紀 主査を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますので、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に報告第18号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）1ページをお願いします。報告第18号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが合計2件、4筆、11, 135平方メートルです。今後の意向については、16番は娘へ贈与、17番は別人と貸借となっています。3ページです。農地中間管理事業によるものが、合計3件、10筆、25, 075平方メートルです。今後の意向については、11番は同一人物と売買、12番は別人と売買、13番は別人と貸借となっています。協力金の返還はありません。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第18号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第19号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎）4ページをお願いいたします。報告第19号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、5ページから7ページです。今回は合計7件、60筆、109,544.19平方メートルです。すべて相続による権利の取得です。取得後の内容は、農地として管理、貸借中などとなっています。今回、あっせんの希望はありません。なお、山林など農地以外の用途になっているものについては、今後、地目変更の指導をしていきたいと思います。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第19号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第20号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎）8ページをお願いいたします。報告第20号、十和田市農用地利用集積等促進計画の取下げについて。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき農地中間管理機構に対し定めることを要請した農用地利用集積等促進計画について、別紙のとおり当事者による取下げ願があったので報告する件です。内容は、9ページです。こちらは、令和7年5月の総会で、農用地利用集積等促進計画の作成に関する議案として提出され議決されていたのですが、議決を受けた土地について、売買に関する条件について折り合いがつかなくなり、売買意思が撤回されたため、令和7年7月2日付けで取下げ願が出されたものです。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第20号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第21号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎）10ページをお願いいたします。報告第21号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取下げについて。農地法第5条第1項の規定に基づき申請のあった農地転用許可申請について、別紙のとおり当事者による取下げ願の提出があったので報告する件です。内容は11ページです。こちらは令和7年6月の総会で5条転用許可の許可相当である旨の意見を付して県へ提出したのですが、提出後、当初予定していた建物の建設場所を当該敷地内で変更したい旨の申し出があったため、先般提出された5条許可申請について取下げをするものです。なお、当該土地に関しては、あらためて建物の建設場所を変更した計画を付して、今月の5条許可にかかる議案として提出されています。次に12ページです。こちらは令和7年6月の総会で5条転用許可の許可相当である旨の意見を付して県へ提出したのですが、提出後、当初予定していた建物の建設場所を当該敷地以外の場所へ変更したい旨の申し出があったため、先般提出された5条許可申請について取下げをするものです。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第21号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第22号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎）13ページをお願いいたします。報告第22号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。内容は14ページから15ページです。今回の照会は5件、12筆、8,054平方メートルで、現地調査は令和7年7月7日に実施し、法務局への回答は7月8日に行っております。7番は、千里平集会所の南側隣接地です。照会地の①②③は、昭和51年建築の住宅のほか、車庫及び農業用資機材倉庫の敷地になっており、税務課の土地課税台帳上も現況宅地及び雑種地であることから、非農地と判断しております。照会地④は、当該地の南側に隣接する田と一体的に利用されていることから農地と判断しております。8番は、①が栃久保生活改善センターから東に約650メートルの地点、②が栃久保生活改善センターから東に約400メートルの地点です。照会地はいずれも山林になっており、税務

課の土地課税台帳上も現況山林で、農地としての利用は困難であることから非農地と判断しております。9番は、一本松公民館から東に約150メートルの地点です。照会地は平成元年建築の事業所と倉庫の敷地となっています。税務課の土地課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。10番は、三木野公園から北西に約150メートルの地点です。照会地はいずれも竹木、雑木、雑草が繁茂しており、農地としての再生利用は困難な状況であることから、非農地と判断しております。11番は、しらかば集会所から南東に約100メートルの地点です。照会地は、南側に隣接する平成10年建築の住宅の敷地として一体的に利用されています。当該地は平成8年10月18日付けで、自己住宅建築のため5条転用許可を受けた土地であり、税務課の土地課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。以上です。

議 長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第22号を報告済みといたします。

議 長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、小田班長、脊戸委員、稲田委員の3名です。7月7日に現地調査及び市役所別館4階会議室2において聴取調査を行っております。

議 長（箕輪展忠）次に議案第12号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）16ページをお願いします。議案第12号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、17ページから20ページまでです。以上です。

議 長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告を願います。12番
小田 正喜 委員お願いします。

報告委員（小田正喜）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転10件、賃借権の設定2件、合計12件です。所有権の移転は、38番から42番までが売買によるものです。そのほか、43番が知人に、44番が母親から息子に、45番が母親から娘に、46番が祖父から孫に、47番が父親から息子に、それぞれ贈与するものです。賃借権の設定は、20番が労力不足によるもので、21番が相手方要望によるものです。このうち、21番は解除条件付きの賃借権の設定となっています。今回の申請について、現地確認、

写真確認等を行い、農地法第3条第2項及び第3項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）小田委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は許可することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第13号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）21ページをお願いします。議案第13号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。今回は一括方式によるもののみのみで、内容は22ページから26ページです。そのうち、所有権によるものが22ページの合計1件、4筆、10,940平方メートルとなっております。賃借権によるものが23ページから25ページの、合計6件、11筆、46,364平方メートルとなっており、59番と60番が新規設定で、他は権利の再設定となっております。使用貸借によるものが、26ページの合計1件、1筆、1,618平方メートルで再設定となっております。以上です。

議長（箕輪展忠）農用地利用調整会議の結果について報告願います。藤坂地区 市崎 貴之 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（市崎貴之）10番の調整内容を報告します。6月25日午前10時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）市崎推進委員、ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第１３号は承認することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）次に議案第１４号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）２７ページをお願いします。議案第１４号、農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第４条第２項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。２８ページです。合計１件、１筆、３、１９７平方メートルです。１番の転用事由は、当該地の北、南、西の三方を山林に囲まれ、日照条件が悪く、農作物の作付に適さない畑を、植林することにより山林へ転用するものです。場所は杉ノ木集会所から南西に約８００メートルの地点です。農地区分はその他の２種農地に該当します。以上です。

議 長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。１番 脊戸 潤子 委員お願いいたします。

報告委員（脊戸潤子）農地法第４条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計１件です。７月７日午前９時に調査員３名で現地調査を行い、午後１時３０分に市役所別館４階会議室２で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）脊戸委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相

当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（箕輪展忠） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（箕輪展忠） 次に、議案第15号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎） 29ページをお願いします。議案第15号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は30ページから31ページです。合計9件、13筆、5,245.17平方メートルです。事務局から農地の区分の判断などについてご説明いたします。14番の転用事由は、農地を売買で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は三本木小学校から東に約300メートルの地点です。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。15番の転用事由は、農地を親から使用貸借し、普通住宅を建築するものです。場所は三本木小学校から北東に約600メートルの地点です。農地区分は2管理設、半径500メートル以内に2つの保育園があり、第3種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。16番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場を整備するものです。場所は北園小学校から西に約800メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。17番の転用事由は、農地を親から贈与で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は西小学校から北西に約200メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。18番の転用事由は、農地を親から贈与で取得し、住宅兼美容室店舗を建築するものです。場所は樋口集会所から南東に約850メートルの地点です。農地区分は第1種農地ですが、既存の集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。19番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場を整備するものです。場所はちとせ小学校から北東に約800メートルの地点です。農地区分は第1種農地ですが、既存の施設の2分の1拡張により、不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。20番の転用事由は、農地を売買で取得し、資材置き場を整備するものです。場所は晴山公民館から南東に約300メートルの地点です。農地区分は第1種農地ですが、既存の集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。21番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場を整備するものです。場所は特別養護老人ホーム八甲荘の東側隣接地です。農地区分は第1種

農地ですが、既存の施設の2分の1拡張により、不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。22番の転用事由は、令和4年7月21日から令和7年7月20日の3年間の期間で、営農型太陽光発電設備の設置にかかる一時転用許可を受けていたものについて、さらに3年間の転用期間の更新を行うものです。場所は検行平牧野敷地内です。農地区分は農用区域内農地ですが、一時転用であり、不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。以上です。

議 長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査、及び聴取調査の結果について、報告願います。10番 稲田 優憲 委員お願いいたします。

報告委員（稲田優憲）農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計9件です。7月7日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後1時30分に市役所別館4階会議室2で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりますので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）稲田委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

農業委員（杉山秀明）16番杉山です。22番の営農型太陽光発電の再設定になるわけですが、過去3年間の牧草の採集した報告書があると思うのですが、単年度単年度で3年間の収量はどうか報告されていますか。

農地係長（吉田武範）ただ今の質問にお答えいたします。収量は何グラムというのは、すいませんがちょっと手元の資料にはないのですが、この営農型の一時転用許可の更新に係って反収の、基準となる収量の8割程度を満たしていないと一時更新の許可ができないとの規定がございます。過去3年間の報告の方を私の方も見てたんですけども、令和5年度の時にちょっとその場所の牧草が枯死していて、そこを改善する必要があるとのことで、令和5年度の時は収量が6、7割程度も満たさなかったという時期がありましたが、令和6年度の、直近の報告を見ますと、約8割の収量を満たしているという報告がございましたので、今回転用の更新の許可の見込みがあると判断しております。以上です。

農業委員（杉山秀明）ちなみに8割というのは、牧草の反収何キロぐらいですか。この地域の場所の。大体でいいのですが。その8割無いとだめなのでしょう。

農地係長（吉田武範）お答えいたします。大体1反歩800キログラムぐらいが平均の反収と認識しております。

農業委員（杉山秀明）そうすればロールでやってると思うのだけれども、あのロールは

1メートルとか1メートル20あるのだけれども、1メートル20ぐらいのものであれば、1ロール何キロぐらいあるか。

(「300キロぐらい」の声あり)

農業委員（杉山秀明）300キロぐらいだそうですが、そうすれば2個取ってればいいことになるよね大体ね。2個ずつ取っていましたか。この16000の面積から。

農地係長（吉田武範）お答えいたします。すいません、私もちょっと知識が不足してましてどのぐらいの大きさかというのは把握してないのですが、この前現地調査の時に現場に行ったところ、こういう形（調査時の現場写真を農業委員へ提示）でロールが積みあがっていきまして、この大きさが何くらいあったかというのはちょっとわからないのですが、一応ロールという形での収穫の方はできていると認識しておりました。以上です。

農業委員（杉山秀明）この営農型については全国レベルでものすごい現状問題になっているわけですよ。それを今見直そうとして、一昨年から農水省では厳しくしてるんだけど、一向にそれがこういうのとか再設定の段階で前の申請と収量をクリアしてなければいけないにも関わらず、再設定を許可している現状があります。それをさらに農水省が厳しくしているわけですが、こういう企業が大きい面積であるわけですから、特にその大事な農地なわけですから、特にこの営農型についてはですね、まあ最終的には相談を許可するにしても、委員会として厳しいちゃんとしたマニュアルがあるわけですから、それに沿って確認をしていって時にはクリアできない場合は再設定も不許可という判断をしても私はいいのかなと。それが最近農地確認で一番問題になっているわけですから。その辺をまた見直してもいいこともあるんじゃないかなという思いがあったので、確認の意味と意見を少し述べました。ありがとうございました。

議長（箕輪展忠）今のに関しては次からの参考として、聞き入れて厳しくそこら辺はしたいと思いますのでよろしくお願いしようかなと。はい、次どうぞ。

農業委員（奥山博）11番奥山です。ただいまの22番に関してでございますけれども、先ほどの説明の中には検行平牧野の中にあるというお話がありましたけれども、この場合、管理者としては十和田市でありますけれども、牧野さんの同意とかそういったことの手続きはどういう形で進められたのかということをお知らせください。あくまでも管理者が市であれば市からも同意を得ればよいということでございますでしょうか。検行平牧野さんがここを使ってる場所の中にあるに私は聞いたんだけど、牧野の中にあると説明を。

農地係長（吉田武範）ただ今のご質問にお答えいたします。この場所は_____さんが、事務局は十和田市の管財課なんですけども、こちらの方と_____の方が土地の貸し借りについて契約を交わして、その場所について耕作をしたというようなことで聞いておりました。なので_____の方が_____の方に土地を貸しているという形だという風に聞いております。

農業委員（奥山博）はい、オーケーです。

議 長（箕輪展忠）あとございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもって、令和7年度第4回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時33分 —————